

計画調整局老朽危険家屋対策支援会計年度任用職員要綱

制 定 令和 2 年 4 月 1 日

最近改正 令和 3 年 11 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年大阪市規則第 25 号）及び会計年度任用職員の採用等に関する要綱（令和元年 9 月 6 日制定）に定めるもののほか、計画調整局老朽危険家屋対策支援会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（業務）

第 2 条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- （1）老朽危険家屋の所有者特定調査業務
- （2）老朽危険家屋の現場調査業務
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、老朽危険家屋に対する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく指導等に係る補助業務

（任用）

第 3 条 会計年度任用職員の任用に係る選考は、筆記試験及び面接試験により行う。
2 会計年度任用職員の再度の任用については、業務の縮小等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して行うものとする。

（勤務時間等）

第 4 条 会計年度任用職員の勤務日数は、1 週間当たり 4 日とし、1 日の勤務時間は、7 時間 30 分とする。
2 前項の勤務時間の割振りは、午前 9 時 15 分から午後 5 時 30 分までとし、そのうち午後 0 時 15 分から午後 1 時までを休憩時間とする。
3 会計年度任用職員の休日は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 3 年大阪市条例第 43 号）第 5 条第 1 項各号に掲げる日及び火曜日とする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。